

宇和島市戸籍情報・戸籍附票システム更新及び運用保守業務

プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

(1) 実施体制・能力・実績 (80 点)	
①実施体制・能力	配点
設計・開発・品質管理に対する考え方や体制・役割分担等が明確に示されているか	20
標準準拠システムの稼働までのスケジュールについて現実性のあるスケジュールが示されているか	20
②実績	
本籍人口 10 万人以上の自治体における戸籍情報・戸籍附票システムの 10 年以上の稼働実績	10
本籍人口 10 万人以上の自治体における戸籍情報・戸籍附票システムのデータ移行作業を伴うリプレイス実績	10
本籍人口 10 万人以上の自治体における戸籍情報・戸籍附票システムの標準準拠システムの稼働実績	20
(2) 標準準拠システムへの対応・システム機能 (80 点)	
①標準仕様への準拠	
導入されるシステムは、標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージであるか	10
②法改正への対応	
法改正や機能改善等に係るシステム改修について、迅速かつ正確な情報提供を実現できるか	15
本市と同規模の自治体（本籍人口 10 万人程度）におけるシステム改修費（振り仮名一括記録に係るシステム改修費用）	15
③操作性・利便性	
窓口における受付・証明発行業務及び入力業務の効率を高める機能が充実しているか	40
(3) 機能要件(50 点)	
①機能要件	
機能要件回答書への回答	50

(4) 非機能要件・セキュリティ (60 点)	
①クラウド基盤	
安定運用を実現できる構成であるか。障害発生時の迅速な保守対応の実現は可能か システム稼働状況の監視や管理において、負担の少ない仕組みとなっているか	15
②システム性能	
検索・画面遷移において業務を妨げないレスポンスタイム（3秒以内）を維持できているか 画面のインターフェースが直感的で使いやすいものとなっているか	15
不正利用抑止のため、詳細なアクセスログが取得できるか 操作権限の設定に関して、詳細な設定が可能であるか	15
③セキュリティ対策	
個人情報保護に対する考え方や対応方針について示されているか	5
各種公的認証の取得状況が明記されているか	5
個人情報の一切を端末側で保持しない仕組みとなっているか データベースへのアクセス制御を行っているか	5
(5) データ移行業務 (60 点)	
①データ移行業務	配点
データ移行における正確性担保の施策が十分に提示されているか	20
データ移行における職員の負担軽減策が十分に提示されているか	20
作業実施時におけるセキュリティ対策等、作業の安全性に係る施策が十分に提示されているか	20
(6) 各種サポート・保守 (50 点)	
①導入時のサポート体制	
適切な研修・常駐計画が示されているか	5
法務局提出書類の作成支援等のサポート体制は適切なものか	5
②運用サポート体制	
コールセンター等は自治体からのすべての問い合わせに一元的に対応できる窓口であるか	5
サポート・問い合わせ対応が属人的なものではなく、均一的なサポート品質を提供できるか	5
コールセンター等において架電が集中する時期における対応策等が示されているか。	5
オンラインFAQ・操作マニュアルは、随時最新の内容のものが反映	5

されているか	
難解な事件などの過去の問い合わせ事例を蓄積し、照会できる仕組みがあるか	5
③ハードウェア・ソフトウェアの運用サポート・保守体制	
障害・トラブル発生時及び定期的な保守等について適切な措置が取られているか	5
④大規模災害発生時のサポート体制等	
自治体被災時の対策について、サポート体制・対応策が具体的に示されているか	5
主要サポート拠点被災時のバックアップ体制等の業務継続性の確保について具体的に示されているか	5
(7) 價格 (100 点)	配点
参考見積書（様式 6）の金額をもとに、次のように採点する 採点方法は、最低提案価格を基準価格とし、点数を配分する 価格点(100 点)×基準価格／提案価格 ※小数点以下切捨て ※提案者が 1 者のみで比較対象がない場合は満点の 6 割を加点する 【提案価格】 （システム更新業務見積額）+（運用保守業務見積額×60 カ月）	100
(8) その他 (20 点)	
①プレゼンテーションについて	
分かりやすい説明が行えているか 質疑応答に対して的確に回答できているか	10
②自由提案	
仕様書に記載している項目以外に、本業務の趣旨及び制度内容を理解し、委託金額の範囲内において、業務の円滑な遂行及び市の業務負担軽減に資する取り組みが提案されているか	10

2 評価の方法

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（500 点）を合算した値（満点）の 6 割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が 1 者のみの場合で、各審査員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。